

MEMO

大野滑空場調査MEMO

グライダー滑空場の許可：平成11年1月8日
⇒揖斐川パークの“スポーツの原っぱ”の中にグライダー滑空場を整備。
占有主体：大野町長
位置：揖斐川左岸51.32k～52.85k（揖斐郡大野町大字公郷地先）
占有面積：170592.3㎡（大野揖斐川パークとして）

(参考)

◆グライダー滑空場占有に関する情報

・特に地元からの苦情・問題点無し。

<揖斐川第一出張所からの情報>

●苦情としてはきいていないが、アユのシーズン中はアユが機影を怖がるので、漁協より飛行を止めたいと申し入れがあった。

⇒平成11年から平成16年はアユのシーズン(7/1～9/30)を飛行中止として対応。

⇒平成17年以降はアユの解禁日、アミの投入日のみ飛行中止で対応。

●機体等施設は堤防沿いの民家とガレージを借りて保管。

●堤防天端は一般県道であり、通行者からの苦情は聞いていない。



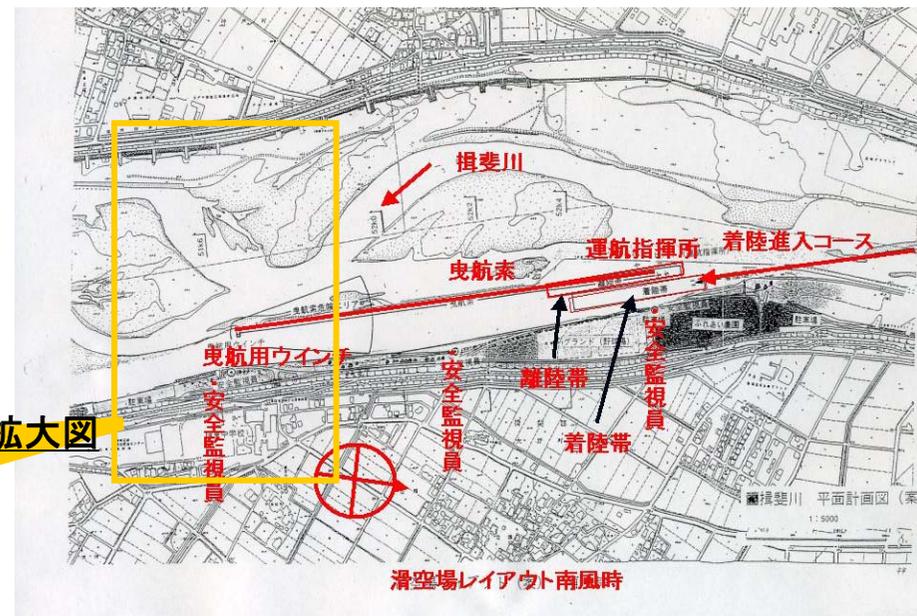
話を伺いする地元の方： 杉原 重之 様
鳥本 敏郎 様

大野滑空場

写真の撮影日:
平成19年5月1日
天候:雨



①滑空場の草丈



拡大図



②滑空場の看板



③仮設トイレ(1)



④ウインチ車、グライダー等



⑤駐車場



⑥仮設トイレ(2)



⑦駐車場⇒滑空場への斜路

MEMO

木曾川滑空場調査MEMO

グライダー滑空場の許可：平成17年3月8日
占有主体：財団法人 日本学生航空連盟
位置：木曾川左岸20.1k～21.5k付近
(岐阜県海津市海津町日原地先)
占有面積：34.260㎡
占有期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日まで



木曾川滑空場

写真の撮影日：
平成19年5月1日
天候：雨



①河川許可標



②滑空場への進入路



③背割堤天端道路



④滑空場の草丈



⑤グライダー等



⑥草刈機

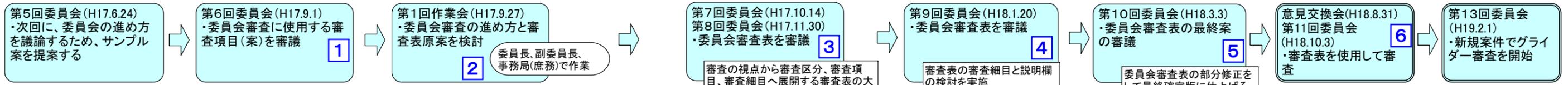


⑦東側道路



⑧滑空場北側(ウインチ車)

資料 委員会審査表の制定までの経緯(整理)



【第5回審議結果】
琵琶湖版の審議方法を定める。
①具体的な検討を進めるには、WGの設置が必要
②サンプル案の準備は、委員長と事務局で相談して提案

【第6回審議結果】
■委員会で使用する審査項目(継続)
委員から追加の審査項目及び意見を提出してもらい、作業会で審査項目(案)としてまとめる。
■審査の評価結果(継続)
審査の評価結果をどうまとめるか(項目ごとに点数、デメリット評価、討論で結論など)の議論は、次回に継続審議する。

「第6回委員会の審査項目に関する委員発言事項」と「提出された意見」を整理して作業会資料を作成

【作業会検討結果】
■委員からの意見の反映場所を明確にした整理表を作成して検討
①委員意見を審査表に反映した箇所まで矢印で結び、意見と審査表の関係を明確にした。
②委員会で審議してもらった検討事項を審査表の吹出しで記載して、作業会を効率的実施。
■審査項目の区分を整理
審査区分をA～Dの4区分で整理したが、審査区分を作業会で再整理
①「C: 河川管理面」の項目は、委員会の審査事項でないので省略。
②「D: 河川の将来」は、キーワードの環境を前面に出す形に変更。
③新たに「共通」の区分を設けて審査表の区分は4つの区分とした。

【第7回審議結果】
■委員会で使用する審査表(継続審議)
審査の評価方法について審議し、「検討後、コメントを入れていく」「判断として○、×が見やすければ、○、×をつける」の仮決定をした。引き続き、次回委員会で継続審議する。
■委員会で使用する審査表(審議未了)
時間の関係で審査項目は、審議未了となったので、次回委員会で審議する。
■申請者提出の申請書類(審議未了)
時間の関係で次回委員会で審議する

【第9回審議結果】
■審査表の審査細目説明欄
説明欄の記述を一部変更した。
・「水質汚染」⇒「水質汚濁」「河川流程方向」⇒「河川縦断方向」
■区分[C]の記述の検討
自然環境、生活環境の項目名、説明欄の簡単な記載を検討し、次回委員会で審査表を準備。
■変更点は赤字や吹出しで表示
委員会で確認が必要な部分は、吹出しの表示で明確にした。

【第10回審議結果】
■審査表の記載項目の審議
①トイレ設置は占用施設として必要であるかの議論をした。「川でなければ出来ないこと」と考えると不要との意見も出たが、利用者のことを考え必要であるとの判断をして審査項目に残すことにした。
②区分Cの「河川環境・治水・利水」を、「治水・利水・環境」に変更する。
③復元か回復かの議論をして、完全な復元は出来ない面があるの回復の言葉に修正する。
④審査表の構成は、「審査の視点」「審査項目」への展開「委員記入欄」とする。
⑤空欄をなくして、審査表全体の文字を少し大きくする形にする。

新規申請に対応する審査表の検討

守山市(継続申請案件)
小浜河川公園
川田河川公園
改修記念公園
の審査に活用

審査表に記載した委員意見を集約

守山市3公園の意見書に反映

委員会ニュースVol.8(2006.1発行)に委員会審査で使用する審査表を掲示

委員に「審査項目表に関する意見」の提出を依頼

委員会審査における審査項目(案)

1. 占用者への提案

○申請(新規・継続)する場合に占用申請者は、占用許可申請書説明書を作成する。
○説明書には、「川は自然環境での利用の促進」「地域性・公共性を考え占用の必要性」の説明を盛り込むことを依頼する。
○委員会は、申請者に説明を求め審議判断する。

◆ポイント
川に近い自然環境での利用の提案
①水位変動で浸水される区域があり、変化に乏しい地形が
②固有種を含む多様な生態系が形成されている
③「地域性・公共性を考える占用の必要性」
④場内に代替施設を設置することが物理的に可能か
⑤近隣の川から自然環境に影響の少ない施設へ転換が可能か

2. 占用施設の検証をする

第1回審査として、占用施設の状況を把握する形で申請者に対して、ヒアリングを行う

| | | |
|----------------|------|---|
| 申請のある占用施設を検討する | 必要性 | この場所を必要とする理由は妥当なものか |
| | 代替性 | 場内で代替可能な施設であるか 代替地の調査範囲はどこまでされたか |
| | 継続性 | 施設を変更した場合の支障は何か |
| | 占用施設 | 維持管理の方法は決まっているか 定期的更新に必要な期間はどのくらいか 敷地を有効に活用する施設はあるか |
| | 利用者 | 利用曜日・時間帯は 特定の利用者の独占利用か 一般者の立ち入り可能な施設か |
| | 周辺影響 | 施設へのアクセスは容易か 進入路・駐車場はあるか 近所に河川横断構造物はあるか |

河川水系としての評価項目

| | |
|----------|---------------------------|
| 設置計画が明確か | 占有により河川の生態系が縦断方向に切断されているか |
| 設置計画が不明か | 渾濁や濁りなど変化に乏しい河川空間となる場所か |
| | 地域防災計画の広域避難場所に指定されているか |

(委員に提出を依頼した内容)
【意見】
審査項目を盛り込んだ評価表のレイアウトは、どのような形が良いか?
【意見】
占用施設に関し申請者に確認する項目を追加したら良いと考える項目を記述ください。
【意見】
審査に使用する審査のキーワードおよび細目、審査項目として追加したら良いと考える項目を記述ください。

【検討前の審査項目の区分】
A 占用施設の計画と設置理由の検証
B 施設利用状態と利用者面からの検証
C 河川管理面から施設を検証
D 河川の将来を考慮した占用施設の検証

【検討後の審査項目の区分】
A 占用施設の計画と設置理由の検証
B 施設利用状態と利用者面からの検証
C 河川環境を考慮した占用施設の検証
D 共通事項としての占用施設の検証

【第8回審議結果】
■審査表の審査項目について
審査項目の記載順序、審査項目・細目の名称、審査細目の説明欄について検討した。
■審査表の申請者等への周知
審査表の審査項目は、公表を原則とする。申請者への周知は河川管理者より実施。
委員会の審査をスムーズに進めるため、申請者に審査表の審査項目・審査細目に対応する説明をコメント欄に記載する形で提出してもらおう。

●占用許可期限、治水、利水の審査細目は河川管理者が事前チェック済みであるので不要との意見があったが、大切であるので残しておく。

【審査表の整理項目の区分】
A 占用施設の計画と設置理由の検証
B 施設利用状態と利用者面からの検証
C 河川環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証

提出された意見の整理方法

1. 委員からの意見の整理
2. 委員からの意見の整理
3. 委員からの意見の整理

| 委員からの意見 | 委員からの意見 | 委員からの意見 | 委員からの意見 |
|---------|---------|---------|---------|
| 委員からの意見 | 委員からの意見 | 委員からの意見 | 委員からの意見 |
| 委員からの意見 | 委員からの意見 | 委員からの意見 | 委員からの意見 |
| 委員からの意見 | 委員からの意見 | 委員からの意見 | 委員からの意見 |

審査表に、占用申請の状況に応じて提出を依頼する

資料6 委員会審査表(審査区分、審査項目、審査細目)

H17.10.14 第8回委員会資料-5

| 審査の視点 | 審査項目 | 審査細目 | 説明 |
|--------|------|-------|-------------------------|
| A 必要性 | 必要性 | 代替可能性 | 場内で代替可能な施設があるか |
| | | 代替地調査 | 代替地の調査はどこまでされたか |
| | | 代替性 | 代替地の調査は適切か |
| | | 安全性 | 施設利用や河川環境への安全性は確保されているか |
| B 占用施設 | 占用施設 | 施設計画 | 施設の設置場所は適切か |
| | | 施設管理 | 施設の維持管理は適切か |
| | | 施設利用 | 施設の利用は適切か |
| | | 周辺影響 | 施設の利用が周辺環境に与える影響は適切か |
| C 河川環境 | 河川環境 | 河川環境 | 河川環境への影響は適切か |
| | | 治水 | 治水の対策は適切か |
| | | 利水 | 利水の対策は適切か |
| | | その他 | その他 |

委員会審査表(審査区分、審査項目、審査細目)

H18.1.20 第9回委員会資料-5

| 審査の視点 | 審査項目 | 審査細目 | 説明 |
|--------|------|-------|-------------------------|
| A 必要性 | 必要性 | 代替可能性 | 場内で代替可能な施設があるか |
| | | 代替地調査 | 代替地の調査はどこまでされたか |
| | | 代替性 | 代替地の調査は適切か |
| | | 安全性 | 施設利用や河川環境への安全性は確保されているか |
| B 占用施設 | 占用施設 | 施設計画 | 施設の設置場所は適切か |
| | | 施設管理 | 施設の維持管理は適切か |
| | | 施設利用 | 施設の利用は適切か |
| | | 周辺影響 | 施設の利用が周辺環境に与える影響は適切か |
| C 河川環境 | 河川環境 | 河川環境 | 河川環境への影響は適切か |
| | | 治水 | 治水の対策は適切か |
| | | 利水 | 利水の対策は適切か |
| | | その他 | その他 |

委員会審査表(審査区分、審査項目、審査細目)

H18.3.3 第10回委員会資料-5

| 審査の視点 | 審査項目 | 審査細目 | 説明 |
|--------|------|-------|-------------------------|
| A 必要性 | 必要性 | 代替可能性 | 場内で代替可能な施設があるか |
| | | 代替地調査 | 代替地の調査はどこまでされたか |
| | | 代替性 | 代替地の調査は適切か |
| | | 安全性 | 施設利用や河川環境への安全性は確保されているか |
| B 占用施設 | 占用施設 | 施設計画 | 施設の設置場所は適切か |
| | | 施設管理 | 施設の維持管理は適切か |
| | | 施設利用 | 施設の利用は適切か |
| | | 周辺影響 | 施設の利用が周辺環境に与える影響は適切か |
| C 河川環境 | 河川環境 | 河川環境 | 河川環境への影響は適切か |
| | | 治水 | 治水の対策は適切か |
| | | 利水 | 利水の対策は適切か |
| | | その他 | その他 |

審査表(現行):略

施設名:【野洲川清空間(日本学生航空連盟)】

| 審査項目 | 審査細目 | 説明 |
|------|-------|-------------------------|
| 必要性 | 必要性 | この場所を必要とする理由は妥当なものか |
| 代替性 | 代替地調査 | 代替地の調査は適切か |
| 安全性 | 安全性 | 施設利用や河川環境への安全性は確保されているか |
| 占用施設 | 施設計画 | 施設の設置場所は適切か |
| 河川環境 | 河川環境 | 河川環境への影響は適切か |

本資料は、第7回委員会資料5(第6回修正)のものである

委員会審査における審査項目(案)

1. 占用者への提案

○申請(新規・継続)する場合に占用申請者は、占用許可申請概要説明書を作成する。
 ○説明書には、「川らしい自然環境での利用の提案」「地域性・公共性を考え占用の必要性」の説明を盛り込むことを依頼する。
 ○委員会は、申請者に説明を求め審査し判断する。

◆ポイント

「川らしい自然環境での利用の提案」

- ①水位変動で冠水される区域があり、変化にとんだ地形か
- ②固有種を含む多様な生態系が形成されているか

「地域性・公共性を考え占用の必要性」

- ①堤内に代替施設を設置することが物理的に可能か
- ②スポーツ施設から自然環境に影響の少ない施設へ転換が可能か

2. 占用施設の検証をする

第1回審査として、占用施設の状況を確認する形で申請者に対して、ヒアリングを行う

申請のある占用施設を検証する

| | |
|------|--|
| 必要性 | この場所を必要とする理由は妥当なものか |
| 代替性 | 堤内地で代替可能な施設であるか 代替地の調査範囲はどこまでされたか |
| 継続性 | 施設を変更した場合の支障は何か |
| 占用施設 | 維持管理の方法は決まっているか 定期的更新に必要な期間はどのくらいか 動力を持込んで使用する施設はあるか |
| 利用者 | 利用曜日・時間帯は 特定の利用者の独占利用か 一般者の立入りが可能な施設か |
| 周囲影響 | 施設へのアクセスは容易か 進入路・駐車場はあるか 近傍に河川横断構造物はあるか |

淀川水系としての評価項目

| | |
|---------------|----------------------------|
| 整備計画 基礎案から | 占用により河川の生態系が縦横断方向に分断されているか |
| | 瀬や淵など変化にとんだ河川空間となる場所か |
| | 地域防災計画の広域避難場所に指定されているか |

3. 占用施設ごとに個別に審査をする

第1回及び第2回審査で、各河川毎の特徴を盛り込んだ評価項目により評価を実施する。項目の重要性から、改善内容、付帯条件を抽出する。

河川毎・場所毎に環境等条件が異なるので個別に判断する

| 審査のキーワード | | 審査項目例 | 重要度 ランク | 評価 |
|----------|---------|-------------------------|------------|----|
| 景観 | 景観 | | | |
| | 水際 | 水際部分の利用規制をかけることは可能か | | |
| | 公園の質 | 本来持った地形・植生を | | |
| 動植物 | 動物 | 貴重種が生息しているか | | |
| | 植物 | | | |
| 治水・利水 | 治水(安全性) | 最近の冠水した記録(冠水水衝部に該当している個 | | |
| 地域 | 文化 | 文化遺産、歴史的に保存 | | |
| | ふれあい | 子供からお年寄りまでが | | |
| | 地域共存 | 旧河川や周囲と共存して | | |
| 利用者 | 施設利用者 | 申請者が利用実態を把握 | | |
| | 周囲影響 | 車の乗り入れ、駐車場の | | |
| | 将来性 | 許可の期限は、5年か3年 | | |
| 総合評価 | | | | |

●委員会またはWGで、「審査のキーワード」、「審査項目」の検討を行い審査表を作成する

提出された意見の整理方法

- 意見1 申請者が作成する説明書に盛り込む内容は「川らしい自然・水辺環境での利用の提案」「地域性・公共性を考え占用の必要性」の2つの項目でよいのか？
- 意見2 申請者が作成する説明書で、「川らしい自然・水辺環境での利用の提案」を分かりやすく例示した内容はどのようなものか？
- 意見3 申請者が作成する説明書で、「地域性・公共性を考え占用の必要性」を分かりやすく例示した内容はどのようなものか？
- 意見4 審査項目を盛り込んだ評価表のレイアウトは、2段階の形が良いか？評価の判断のつけ方はどうするか？
- 意見5 委員会審査で占用施設に関し申請者に確認する項目として盛り込む項目は？
- 意見6 委員会審査で河川の将来を見て審査する際の、キーワード、審査項目に盛り込む項目は？

●頂いた意見を審査をスムーズに進めるために申請者の書類に反映してもらいたい項目・内容として整理

●1段階のレイアウトでABCDの4区分で整理
●評価判断は審査前の項目選定時の判断と、審査結果から評価ランク判断に区分して整理

ア: 審査の視点

- 申請者が施設を必要とする理由や将来計画はどのようなものか
- 設置された施設が有効に利用されているか
- 河川管理面から河川状況はどうか
- 河川利用の将来のあり方を考える際の事項はどのようなものか

イ: 審査項目への展開

| 区分 | 審査項目 | 審査細目 | 細目説明 |
|-----|---------------------|-------------------|--|
| A | 必要性 | | この場所を必要とする理由は妥当なものか |
| | 代替性 | | 堤内地で代替可能な施設であるか |
| | 継続性 | | 代替地の調査範囲はどこまでされたか 継続して使用する場合の配慮事項は何か 施設の形態を変更して利用する事は可能か |
| | 周辺安全性 | | 施設利用者以外の周囲の人への安全性確保は冠水をした場合の対応方法はしているか 一般の河川利用者が立ち入る事が可能な施設か |
| B | 占用施設利用状態 | 占用施設設備の変遷 | 施設を改修するまで利用できる期間はどのくらいか 設備内容は変化(拡大・縮小を含め)しているか |
| | 施設利用状況と利用者面からの検証 | 施設利用計画 | 地域との協調は、市町村間の利用は？ |
| | | 補修状況 | 施設を補修利用した実績はあるか |
| 利用者 | 利用状況 | 利用者数、利用曜日・時間帯の実態は | |
| C | 河川管理面から施設を検証 | 占用設備周辺の河川状況 | 占用により河川の生態系が縦横断方向に分断されているか 瀬や淵など変化にとんだ河川空間となる場所か |
| | | 過去の記録内容・情報 | 地域防災計画の広域避難場所に指定されているか 近傍の河川管理施設、占用施設に影響はあるか 最近の冠水した記録(冠水頻度)は？ 施設利用前の状況はどうなっていたか 水害時に該当している箇所の補修の実績は |
| | 河川利用の将来を考慮した占用施設の検証 | 景観 | 水際部分の利用規制をかけることは可能か 水際部分の本来持った地形・植生を活かした公園か |
| 動植物 | | 動物 植物 | 貴重種が生息しているか |
| D | 治水・利水 | 治水(安全性) | |
| | 文化 | | 文化遺産、歴史的に保存する箇所はあるか |
| | ふれあい | | 子供からお年寄りまでが使える公園か |
| | 地域共存 | | 旧河川や周囲と共存している施設か |
| 利用者 | 施設利用者 | | 申請者が利用実態を把握しているか |
| | 周辺影響 | | 車の乗り入れ、駐車場の問題はないか |
| その他 | 占用許可期限 | | 状況確認のため、許可期限を短くする(3年)か？ |

サンプル【⑦野洲川運動公園(栗東市)】
運動施設 陸上競技場 1箇所
ソフトボール場 3面
テニスコート 4面
ローンプレイフィールド 1箇

写真を貼り付け

ウ: 審査の必要項目選択

| 審査項目選択 | 要否 | 重要度 |
|--------|----|-----|
| | ● | A |
| | ● | A |

(案) 項目選定は、要否と重要度とした
(1)要否は●印で記入
(2)重要度はABCランクで記入
A:重要で必ず確認をする
B:問題があるかの確認をする
C:過去からの事情を考慮確認する

(案) 区分、審査項目、審査細目、細目説明の検討をお願いしたい

(案) 区分、審査項目、審査細目、細目説明の検討をお願いしたい

エ: 審査必要項目の審査書類への展開(↓で示す)

| 審査に使用する書類 | 申請者に、占用申請の際に作成して提出を願う書類 | 事務局が、審査補助資料として準備する書類 |
|---------------------|-------------------------|----------------------|
| ① 申請理由(施設が必要となる理由等) | ① 申請理由(施設が必要となる理由等) | ① 河川から見た占有施設 |
| ② 当該施設の都市計画 | ② 当該施設の都市計画 | ② 占用施設付近の河川 |
| ③ 自治体全体の公園・配置計画について | ③ 自治体全体の公園・配置計画について | ③ 占用施設付近の河川 |
| ④ 当該申請施設の変遷 | ④ 当該申請施設の変遷 | ④ 占用施設付近の河川 |
| ⑤ 当該施設の維持管理 | ⑤ 当該施設の維持管理 | ⑤ 河川環境・生態系調査 |
| ⑥ 当該施設周辺の環境 | ⑥ 当該施設周辺の環境 | ⑥ 整備事業計画(ふる |
| ⑦ 小中学校の土日及び | ⑦ 小中学校の土日及び | ⑦ 河川に関連する防災 |
| ⑧ 民間企業所有グラ | ⑧ 民間企業所有グラ | ⑧ 周辺地形図(過去・現 |
| ⑨ 学校統廃合計画の有 | ⑨ 学校統廃合計画の有 | ⑨ 航空写真(過去・現 |
| ⑩ 市町村利用計画 | ⑩ 市町村利用計画 | ⑩ 現況写真 |
| ⑪ 河川敷の保全利用に | ⑪ 河川敷の保全利用に | |
| ⑫ 自治体の河川環境保 | ⑫ 自治体の河川環境保 | |

エ: 審査終了後の結果整理

| 審査結果 | |
|------|------|
| 評価 | コメント |
| | |
| | |

(案) (1)評価の記載方法は？
◎:好ましく見習ってもらいたい(メリット)
○:良いが……を考えて欲しい(要望)
△:この条件を満足してくれれば(条件)
×:考え方を直してください(デメリット)
(2)審査結果をまとめる単位は？
審査項目毎とするか審査細目ごとにするか

□審査の必要項目を抽出し、審査の際に参考とする申請者の書類、事務局の書類の関係を明らかにした展開表(関係する内容を↓で示した)
□占用施設が異なるのでサンプルで数例作成する

審査に使用する書類

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| ① 申請理由(施設が必要となる理由等) | ② 当該施設の都市計画 | ③ 自治体全体の公園・配置計画について | ④ 当該申請施設の変遷 | ⑤ 当該施設の維持管理 | ⑥ 当該施設周辺の環境 | ⑦ 小中学校の土日及び | ⑧ 民間企業所有グラ | ⑨ 学校統廃合計画の有 | ⑩ 市町村利用計画 | ⑪ 河川敷の保全利用に | ⑫ 自治体の河川環境保 |
|---------------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|

| | | | | | | | | | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------|
| ① 河川から見た占有施設 | ② 占用施設付近の河川 | ③ 占用施設付近の河川 | ④ 占用施設付近の河川 | ⑤ 河川環境・生態系調査 | ⑥ 整備事業計画(ふる | ⑦ 河川に関連する防災 | ⑧ 周辺地形図(過去・現 | ⑨ 航空写真(過去・現 | ⑩ 現況写真 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------|

資料4-2 委員会審査表(案) (審査区分、審査項目、審査細目)

施設名:【野洲川滑空場(日本学生航空連盟)】

審査の視点

審査項目への展開

申請者が施設を必要とする理由や将来計画はどのようなものか

占用施設の現状と将来の姿の説明と審査時に考慮すべき項目

設置された施設が現在まで有効利用されているか

治水・利水・環境のあり方を審査する際の事項はどのようなものか

| 区分 | 審査項目 | 審査細目 | 説明 |
|---------------------------|------------|--------------------------|-------------------------------------|
| A 占用施設の計画と設置理由の検証 | 必要性 | 必要理由 | この場所を必要とする理由は妥当なものか |
| | | | |
| | 代替性 | 代替可能性 | 堤内地で代替可能な施設であるか |
| | | 代替地調査 | 代替地の調査はどこまでされたか |
| | | 代替地交渉 | 代替地の交渉はされたか |
| | 継続性 | 形態変更 | 施設の形態変更は妥当であるか |
| | 安全性 | 人への安全 | 施設利用者や流域住民への安全性は確保されているか |
| | | | |
| | | 施設の安全 | 冠水をした場合の管理上の問題はないか |
| | | | |
| 公共性 | 公共的利用 | 他の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか | |
| B 施設利用状態と利用者面からの検証 | 占用施設利用状態 | 設置期間 | 施設の使用期間はどのくらいになるか |
| | | 占用許可期限 | 許可期限は適正であるか |
| | | 施設の変遷 | 施設内容は変化しているか |
| | | | |
| | | 施設管理 | 申請者が施設利用実態を把握しているか |
| | | | |
| | | 協調利用 | 地域や市町村との協調はどうであったか |
| | | 維持計画 | 維持管理計画は適正であるか |
| | 補修状況 | 施設を補修した実績はどのくらいあるか | |
| | 利用者 | 利用状況 | 年間利用者数など利用状況はどのくらいか |
| | | トイレの確保 | トイレ等は確保はされているか |
| | | 利用者対応 | 管理人を置いている施設か |
| | | | |
| | 利用形態(ふれあい) | 車の規制等 | 車の通行や駐車の問題は発生していないか |
| 年齢層 | | 子供からお年寄りまでが使える施設か | |
| 利用者交流 | | 利用者の交流が図れる施設か | |
| 川とのふれあい | | 人と川のふれあいが出来る施設か | |
| 活動参加 | | 河川愛護・保護活動への参加はあるか | |
| 地域活性化 | | 地域密着型の利用形態の施設か | |
| C 治水・利水・環境を考慮した占用施設の検証 | 治水・利水 | 治水 | 治水の事前審査はすんでいるか |
| | | 利水 | 利水の事前審査はすんでいるか |
| | 環境 | 動植物 | 動物・植物、とりわけ貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか |
| | | 生息地の連続性 | 生物の生息環境の河川縦横断方向の連続性が、著しく分断されることはないか |
| | | 環境の回復性 | 占用期間終了後、環境の早期回復が見込めるか |
| | | 水質 | 水質汚濁はないか |
| | | 騒音・振動 | 騒音・振動の発生はないか |
| | | 大気 | 大気汚染の発生源にならないか |
| | | | |
| | 景観・文化 | 景観 | 施設の形態や色彩などは、流域の景観特性を阻害していないか |
| | | 植生 | 在来の植生を活かした公園施設か |
| | | 地域共存 | 地域風土と共存している施設か |

| 滑空場審査への適用(案) | | | 説明 |
|-----------------|------------|--------------|-------------------------------|
| ○:審査要 ×:審査不要 | 新規追加 項目 | 新規で追加する審査細目 | |
| ○ | - | | この場所の選定理由を重点的にきく |
| - | 新規 | 占用面積の適切度 | 占用面積を出来るだけ少なくする工夫があるか |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | |
| × | - | | 新規案件であり対象外 |
| ○ | - | 施設利用者の安全 | グライダー関係者への安全は(安全は重要との意見で新規追加) |
| - | 新規 | 釣り人などの利用者の安全 | 周辺の利用者への安全は |
| - | 新規 | 飛行範囲の人への安全 | 沿川の飛行範囲の安全対策は |
| - | 新規 | 施設撤去 | 施設撤去などの手順は明確か |
| - | 新規 | 飛行の影響範囲 | 飛行時に安全を考慮する飛行範囲は示されているか |
| - | 新規 | 関係法令の遵守 | 規制を受ける安全面関係法令と対応状況は明確か |
| ○ | - | | |
| - | 新規 | 地元の理解 | 地元了解の範囲と理解を得た内容は明確か |
| × | - | | 新規案件であり対象外 |
| × | - | | 審査対象外 |
| × | - | | 新規であり施設の変遷はないが、 |
| - | 新規 | 利用のための現地変更 | 高水敷を利用するために現地で手を加える内容は何か |
| ○ | - | | 施設の利用予測日数は |
| - | 新規 | 事故発生時の対応 | 不慮の事故に対応する体制は出来ているか |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | |
| × | - | | 新規案件であり対象外 |
| ○ | - | | 利用者数はどのくらいか |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | |
| - | 新規 | 利用時間帯 | 早朝利用や日没後の利用はあるか |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | 地元開放などの取組みの計画はあるか |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | |
| × | - | | 審査対象外 |
| × | - | | 審査対象外 |
| ○ | - | | 鳥類などへの影響は |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | 転圧による硬くなった箇所の回復は |
| ○ | - | | 流れ出さない処置はされているのか |
| ○ | - | | ウインチ等の使用時の騒音値がどれくらいか |
| ○ | - | | 発生する排気ガスのガス分析はされたか |
| - | 新規 | 無線使用の影響 | 無線機使用による電波の影響はないか |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | |
| ○ | - | | |

資料 対話集会の進め方（案）

1. 対話集会開催の趣旨

- 野洲川の「川でなければできない利用」を考慮した河川敷の保全と利用を検討するため、広く意見を交換する。
- 昨年度実施した対話集会(平成18年6月24日開催)の反省事項を踏まえ、情報提供を十分に行い参加者に理解を深めてもらう。情報として新たなグライダー占有施設等の提供を行い、対話討論型の対話集会の開催を計画する。

【参考】～昨年度の対話集会～

「みんなで話そっ！ 野洲川河川公園のこと」（平成18年6月24日）

＊ ＊案内チラシ記載内容＊ ＊

琵琶湖河川事務所では、周辺環境に考慮し、河川占有施設のあるべき姿を検討するため「河川保全利用委員会」を設置して河川公園に対する意見をとりまとめることとしています。

今回は、一般の方々から野洲川の河川公園(守山市管理)について意見をうかがうために「対話集会」を開催します。

当日は野洲川河川敷の3つの公園を実際にご覧いただき、その後、河川敷の利用について、意見交換を行います。どうぞお気軽にご参加ください。

[評価・反省点]

- ①半日の行程で現地調査と対話集会を実施したため、利用の現状についての意見や問題点は得られたが、河川敷の「保全を考えた利用」いう段階までの踏み込んだ内容までは議論できなかった。
- ②参加者の多くは近隣の住民の方々で実際に公園を利用されている方であった。近隣住民の利用者の率直な意見をうかがうことができた。現地を見たのちの対話であったので日陰がほしいなど現地利用面の要望といった意見の割合が多く、治水に対する不安を感じるという意見はでたが、自然環境面での提案は少なかった。

2. 対話集会の実施（案）

対話集会の開催は、3回を計画する。

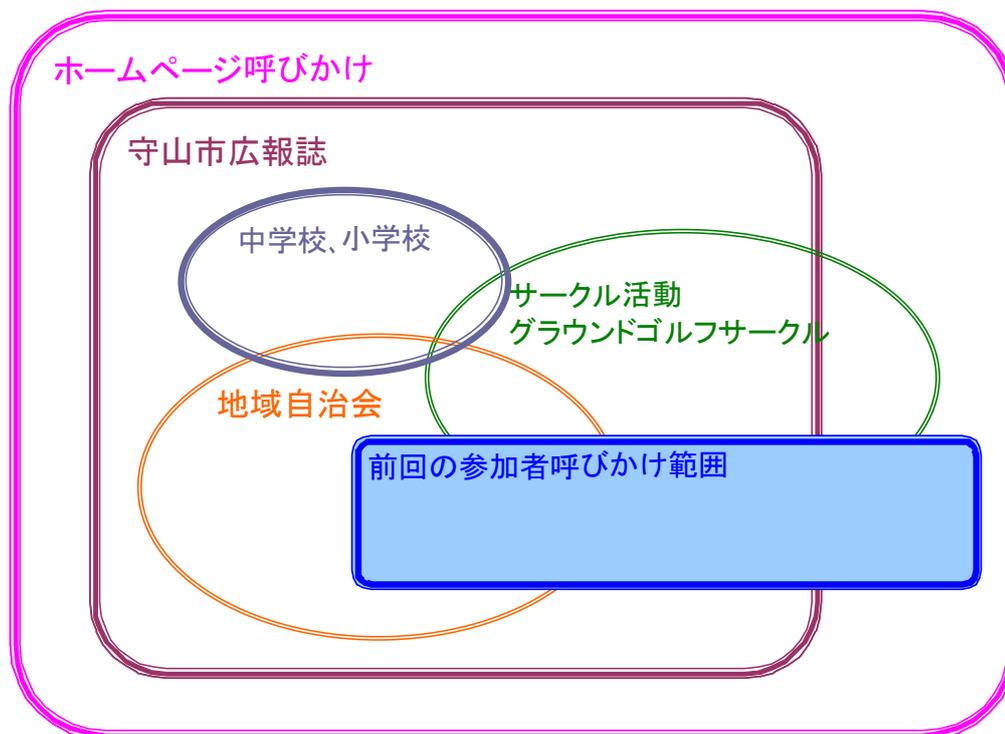
| | | |
|--|---|--|
| <p>【第1回対話集会】</p> <p>河川管理者等が持っている情報を提供して<u>河川の現状を参加者に理解してもらい</u>、参加者の聞きたい点を抽出する。</p> | <p>■現地見学をベースにした勉強会形式で実施</p> <p>①現地見学会 (<u>グライダーを展示した*</u>河川敷、河川敷公園等を見学)</p> <p>②勉強会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 苦情情報、滑空場の案件、河川整備計画(琵琶湖河川) 2. 基本理念、生態系に考慮した河川敷利用についての考え(河川保全利用委員会) 3. グライダー滑空場の説明(学生航空連盟) 4. 昨年度に実施した対話集会の報告 | <p>※<u>グライダーの施設</u>は、新規施設でイメージが湧かないので実物を展示して理解を深める。</p> |
| <p>【第2回対話集会】</p> <p>第1回の勉強会で、情報提供について、<u>意見発表者をお願いし第2回で意見を</u>発表していただき、相互に討論する。</p> | <p>■対話討論会形式で実施①(数人に意見を発表してもらう形式)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 琵琶湖河川として発表者・参加者をお願いしたいこと 2. ファシリテーターによる<u>対話討論会の進め方*</u>の説明 3. 意見発表者による討論(1人15分×5人程度)(ex 治水利水、環境、水辺利用・・・) 4. ファシリテーターによる適正な誘導により傍聴者を含めた質疑応答(15分程度) 5. 次回開催の案内 | <p>※<u>進め方</u>は</p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供は適切に行われているか? ②環境を考えた河川利用とは ③河川管理者に考えてほしいことは? |
| <p>【第3回対話集会】</p> <p>第2回で<u>意見を述べられた参加者(意見発表者と傍聴発言者)</u>の討論を発展させ「期待される河川敷利用」について、議論を深めよう討論をお願いします。</p> | <p>■対話討論会②(さらに議論を深めよう討論形式)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「対話討論会①」のまとめと回答 2. ファシリテーターによる<u>対話討論会の進め方*</u>の説明 3. 円卓会議(参加者に籍に伝もらい自由討論)(前回発表者や利害関係者(琵琶湖河川、河川保全利用委員会委員、学生航空連盟、河川敷施設利用者、地元住民)) 10名以内。周囲には傍聴席を設ける。 4. 傍聴者を交えて意見交換 5. ファシリテーターによるまとめ 6. 琵琶湖河川挨拶 (主催者として今後の河川敷利用について等) | <p>※<u>進め方</u>は</p> <ol style="list-style-type: none"> ①河川を利用する人や地域の人に何ができて、何を期待するのか? ②10年20年後の野洲川はどうあるべきか。実現するために取る行動は? |

3. 対話集会のファシリテータの選定

●ファシリテータ候補を選定中

4. 参加者および募集の方法

- ・ 参加者は、3回連続で対話集会への参加をお願いする。
- ・ 第1回対話集会に多くの人に参加してもらい、その中で「ご意見」をお持ちの方には表をお願いする。
- ・ 募集の方法は、前回は参考に参加者の呼びかけ範囲を拡大する。



以上